

# 「青少年の健全な育成に関する条例」 のしおり

～新しい時代をたくましく生きる青少年の育成～





## 青少年の健全な育成に関する条例のねらい

将来の社会を担う青少年の健全育成は、私たち大人に課せられた責務であり、府民全体の願いです。

しかしながら、24時間型社会の進行や有害情報のはん濫など社会環境が悪化し、青少年の健全な成長に悪影響を与えています。また、少子化、都市化や価値観の多様化等により、地域社会の連帯感や人間関係が希薄化し、地域の防犯力や地域社会の教育力が低下していることから、その回復が急務となっています。

「青少年の健全な育成に関する条例」は、府民参加のもとに青少年取り巻く社会環境の整備を助長し、その健全な成長を阻害するおそれのある行為から青少年を保護し、青少年の健全な育成を図ることを目的に、昭和56年に制定され、その後、青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するための改正を経て現在に至っています。

## 青少年の健全育成を図るための基本理念

子どもたちをどのように育てていかなければならないのか、条例はその基本となる考え方を明らかにしています。

- ①青少年が次代を担う者としての誇りと自覚をもって、自己の啓発・向上に努めること。
- ②青少年が各種の社会的活動にすすんで参加することによって、人間尊重と連帯の精神を培うこと。
- ③これらを通じて青少年が心身ともに健全な社会人として成長するよう配慮すること。

条例は、この基本理念を明らかにした上で府や市町村の行政機関、府民、保護者、青少年育成関係者が何をしなければならないのか、その責務を定めています。

## 健全育成に関する府の施策の基本とその推進

府は、条例に基づき、青少年及び府民の自主的な活動を基本として次のような施策を総合的にすすめます。

- 1 青少年の自主的活動の促進
- 2 青少年の健全育成に携わるリーダーの養成・確保
- 3 青少年のための施設の整備及び利用の促進
- 4 社会環境の整備及び非行防止活動の推進
- 5 青少年健全育成のための府民の自主的活動及び関係業者の自主的努力の促進
- 6 青少年問題についての調査研究や情報の提供

### 用語の説明

*青 少 年	18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）
*図 書 類	書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、文書、フィルム、音声又は映像が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスク並びにこれらに類するもの
*興 行	映画、演劇、演芸、見せ物及びこれらに類するもの
*広 告 物	看板、ポスター及びちらし並びに広告塔、広告板、建築等に表示されるもの
*が ん 具 刃 物 類	がん具、刃物及びこれらに類するもの（銃刀法第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）
*自 動 販 売 機 等	自動販売機と自動貸出機（いわゆる遠隔監視システム付き自動販売機も含む。） ※「遠隔監視システム付き自動販売機」とは、監視カメラ等で客の年齢を確認し、青少年の場合は自動販売機を購入できない状態にするシステム
*自 動 車 類	自動車及び原動機付自転車
*深 夜	午後11時から翌日の午前4時までの時間
*テレホンクラブ等営業	風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業
*利 用 カ ー ド 等	テレホンクラブ等営業者が提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であって、当該役務の対価を得て発行されるもの

### 有害図書類

#### ◆図書類等に係る努力義務（第13条）

☆性的感情を刺激したり、粗暴性や残虐性を生じさせたり、犯罪や自殺を誘発又は助長するおそれのある青少年に好ましくない図書類は、青少年に売ったり、貸したり、見せたり、聞かせたりしないように努めなければなりません。

#### ◆有害図書類の販売等の制限（第13条の2）

☆著しく性的感情を刺激したり、粗暴性や残虐性を生じさせたり、犯罪や自殺を誘発又は助長するおそれのある図書類で、知事が青少年に有害な図書類として指定した図書類（有害図書類）は、青少年に売ったり、貸したり、見せたり、聞かせたりすることはできません。（違反者には、20万円以下の罰金）

☆図書類の販売、貸付け、閲覧又は視聴させることを業とする方は、

- （1）有害図書類を陳列するときは、陳列場所の見やすい箇所に、有害図書類を青少年が購入、借受け、閲覧又は視聴することができない旨の掲示をしなければなりません。

#### 掲示の一例

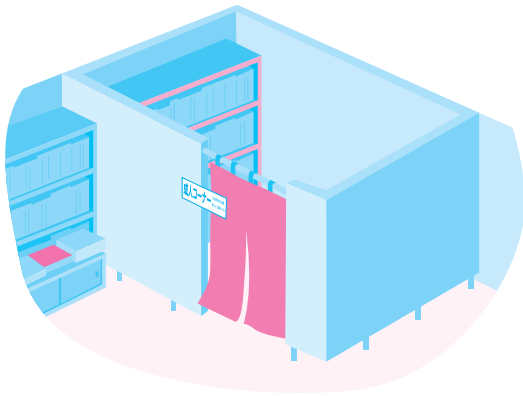


- （2）次のいずれかの方法により、有害図書類を他の図書類と区別し、店内の容易に監視することができる場所にまとめて陳列しなければなりません。

- ア 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所に陳列すること。
  - イ 有害図書類以外の図書類を陳列する棚と60センチメートル以上離れた棚又は有害図書類以外の図書類を陳列する棚の背面の棚に陳列すること。
  - ウ 有害図書類から10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できない材質のものに限る。）で有害図書類以外の図書類と区分して陳列すること。
  - エ 床面から150センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして陳列すること。
  - オ 図書類の販売、貸付け又は閲覧若しくは視聴をさせることの業務に従事する者が常駐する場所から5メートル以内の場所に陳列すること。
  - カ 有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法により、容易に閲覧できない状態にして陳列すること。
- （違反者には、改善勧告→勧告に従うよう命令→違反者には、20万円以下の罰金）

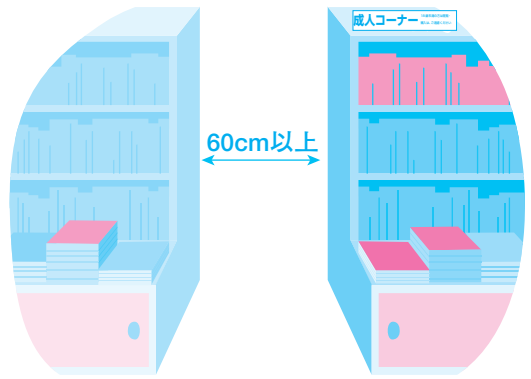
ア

間仕切り等で仕切り、内部を見通せない措置をとる。



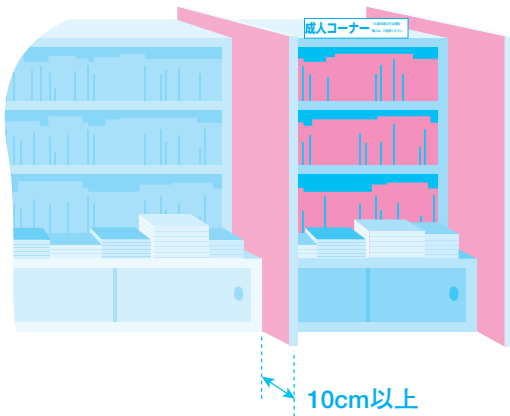
イ

陳列棚を他の棚と60センチメートル以上離す、又は背面に陳列する。



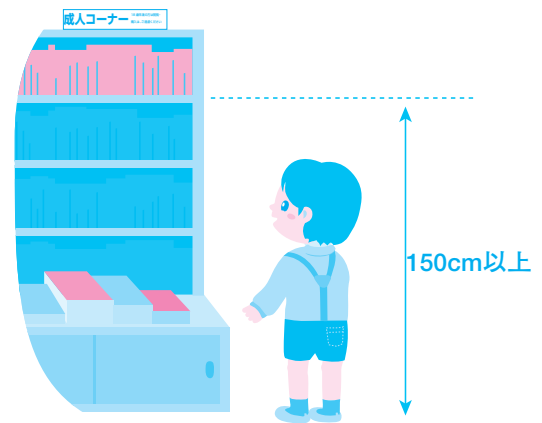
ウ

10センチメートル以上張り出す仕切り板（透視できないもの）を設ける。



エ

150センチメートル以上の高さで背立てで陳列する。



オ

レジスター等から5メートル以内の場所に陳列する。



カ

ビニール包装、ひも掛け等を行う。



## 有害図書類の指定制度

### ★個別指定

知事は、京都府青少年健全育成審議会（以下「審議会」といいます。）の意見を聴いて、有害図書類を指定します。

### ★緊急指定

緊急を要するときは、知事は審議会の意見を聴くことなく有害図書類を指定することができます。

### ★包括指定

青少年の健全な育成を阻害するおそれの高い次の基準を満たす図書類については、知事の指定がなくても有害図書類となります。

## 包括指定の基準

- ①書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為を被写体とした写真又は描写した絵を掲載するページ（表紙を含む）が**その総ページの3分の1以上**を占めるもの
- ②ビデオテープ、CD-ROM、DVD等であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為の場面の描写の時間が**合わせて3分**を超えるもの
- ③映像が記録されたビデオテープ、CD-ROM、DVD等の製作若しくは販売業者で構成される団体で、**知事が指定した団体が審査し、青少年の視聴を不適当としたもの**（団体指定）

## がん具刃物類

### ◆がん具刃物類に係る努力義務（第14条）

☆青少年に好ましくないがん具刃物類は、青少年に売ったり、貸したりしないように努めなければなりません。






### ◆有害がん具刃物類の販売等の制限（第14条の2）

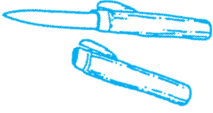
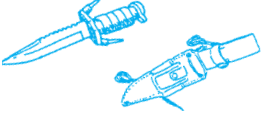
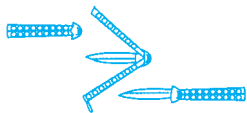
☆著しく性的感情を刺激したり、生命・身体・財産に危害を与えるがん具刃物類は、知事が青少年に有害ながん具刃物類として指定します。

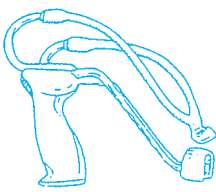
☆指定されたがん具刃物類は、青少年に売ったり、貸したりすることはできません。

（違反者には、20万円以下の罰金）

### 既に指定されている有害がん具刃物類

品名	形状	構造・機能
いわゆる 大人のおもちゃ	性行為を促進し、若しくは助長する器具又は性的興味をそそるため、性行為若しくは性器を題材として製作された物品	
模造刀	 刀 あいくち	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の4に規定する刀又はあいくちに著しく類似する形態を有するもの
モデルガン		金属で作られ、かつ、けん銃に著しく類似する形態を有する物で、銃腔部分を金属で完全に閉そくされているもの
がん具手錠		金属又はプラスチックで堅固に作られ、手の自由を拘束することが可能なもの
シーナイフ		海洋等で用いられ、ゴム製サック型式の刃物
インディアンナイフ		登山、キャンプ等で用いられ、皮製サック型式のつばつき刃物
あいくち		刃渡り15センチメートル未満のあいくち

品名	形状	構造・機能
飛出しナイフ		自動的に45度以上に開刃する刃渡り5.5センチメートル以下の刃物で固定装置を有しないもの
サバイバルナイフ		金属、木等を切る <sup>のこぎり</sup> 刃を備えた皮製サック型式の刃物
バタフライナイフ		柄の部分が二つに分かれて、それぞれの柄を回転することにより開刃するもので、刃体と柄を直線に固定することができるもの

品名	形状	構造	機能
がん具銃		銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定するけん銃、小銃、機関銃、猟銃等の形を模したもので、圧縮空気若しくは圧縮ガス之力を利用し、又はバネの反動力を利用して弾丸を発射させるもの	当該がん具銃用の弾丸等を装填し発射した場合において、発射された弾丸等の有する単位面積当たりの運動エネルギーが銃口の直前で0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの
スリングショット		腕あてで固定し、握りから角状に出る2本の棒に取り付けられたゴムの弾力を利用して弾丸等を発射させるもの	当該スリングショットのゴムを最大限に近い状態に引き伸ばし、弾丸等を発射した場合において、発射された弾丸等の有する発射直後の単位面積当たりの運動エネルギーが0.07重量キログラムメートル毎平方センチメートル以上のもの

注 がん具銃（通称：エアガン）及びスリングショットの機能は、銃口等から約3メートルの距離にある四隅を支え持った状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するものに相当します。

## 自動販売機等

### ◆自動販売機等に係る努力義務（第15条）

☆青少年にとって好ましくない図書類やがん具刃物類を、自動販売機等で売ったり、貸したりしないように努めなければなりません。

☆避妊用品の自動販売機を学校などの周辺に設置しないように努めなければなりません。

### ◆学校周辺への自動販売機等の設置制限（第15条の2）

☆学校（幼稚園、大学を除く）の周囲200メートル以内には、青少年にとって好ましくない図書類等を収納する自動販売機等を設置してはなりません。

### ◆自動販売機等の管理者（第15条の3）

☆自動販売機等で図書類等を販売・貸出しする者（以下「自動販売等業者」という。）は、自動販売機等ごとに、設置場所と同じ市町村（京都市の場合は同じ区）に居住し適切に自動販売機等を管理できる管理者を置かなければなりません。

### ◆自動販売機等への有害な図書類・がん具刃物類の収納禁止（第15条の4）

☆青少年の立入りが常時禁止されている場所以外では、有害図書類等を、自動販売機等に収納してはなりません。

また、自動販売等業者及び管理者は収納後に有害指定された図書類等は直ちに撤去しなければなりません。

（違反者には、20万円以下の罰金）

☆上記のことに違反する者は、有害図書類等の撤去を命じられます。

（違反者には、30万円以下の罰金）

### ◆自動販売機等の設置届等（第25条）

☆自動販売等業者は、販売等を開始する日の10日前までに、知事に届け出なければなりません。

（違反者には、10万円以下の罰金）

表 示 票	
青少年の健全な育成に関する条例に基づく 表 示 票	
自動販売機等届出番号	京 第 号
設 置 場 所	
届 出 者	住所 氏名 (電話番号)
自動販売機等管理者	住所 氏名 (電話番号)
自動販売機等の名称、 型式及び製造番号	名 称 型 式 製 造 番 号

★自動販売機等の見やすい位置に、規則で定められた表示票を掲示しなければなりません。



## 深夜外出の制限等

### ◆深夜はいかい防止の努力義務（第18条）

☆青少年が深夜に盛り場などをはいかいしないよう、保護者はもとより、府民の一人ひとりが注意しなければなりません。

### ◆深夜外出の制限（第18条の2）

☆保護者は、通勤・通学その他の特別な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければなりません。

☆保護者の同意や委託がある場合、又は緊急を要する特別な事情などの正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出す行為等をしてはなりません。

（違反者には、20万円以下の罰金）

☆コンビニエンスストアやファミリーレストラン等の深夜営業店舗は、深夜に店舗内や敷地内にいる青少年に帰宅を促すよう努めなければなりません。

#### 表示例

青少年の皆さん  
理由のない深夜の外出、店舗等でのたむろは危険です。午後11時までに帰宅しましょう。

### ◆深夜営業を行う施設への入場制限（第23条）

☆興行場、ゲーム機械設置場所（風営法に規定するものを除く。）、ビリヤード場、カラオケボックス、まんが喫茶・インターネットカフェの営業者は、深夜に、青少年を入場させてはなりません。

（違反者には、20万円以下の罰金）

☆深夜入場制限施設の営業者は、入口の見やすい場所に青少年の入場禁止掲示をしなければなりません。

（違反者には、10万円以下の罰金）

#### 表示例

60cm以上

30cm以上

「青少年の健全な育成に関する条例」の定めるところにより、午後11時以降、18歳未満の方の入場をお断りします。

営業者 氏 名



## インターネット等

### ◆インターネット上の情報に係る努力義務（第18条の3）

☆保護者や青少年の育成に関わる者は、インターネット上の有害情報を青少年に閲覧・視聴させないように努めなければなりません。

☆図書館やインターネットカフェなど、インターネットを利用できる端末設備（パソコン等）を広く府民に利用させる施設や店舗の管理者等は、フィルタリングソフトの活用やその他の適切な方法で、青少年に有害情報を閲覧・視聴させないように努めなければなりません。

☆パソコンや携帯電話等のインターネットを利用できる端末設備の販売・貸付けをする営業者は、有害情報を青少年に閲覧・視聴させないようにフィルタリングその他の必要な情報を提供するように努めなければなりません。

※フィルタリングソフトとは、インターネット上の情報から、有害情報等を選別して画面に取り込むかどうか選択できる機能を持つソフトウェアのことをいいます。

#### 表示例

インターネットによる有害情報の閲覧・視聴は京都府青少年の健全な育成に関する条例により禁止されています。



## テレホンクラブ等利用カード等

### ◆テレホンクラブ等営業等の広告物の頒布の禁止（第24条の2）

☆何人も、テレホンクラブ等営業を営む場所又は利用カード等の販売若しくは貸付けをする場所の名称、所在地又は電話番号を記載した文書、図面その他の物品を青少年に頒布してはいけません。

（違反者には、中止命令→違反者には、30万円以下の罰金）

### ◆テレホンクラブ等営業の利用の指示又は勧誘の禁止（第24条の3）

☆何人も青少年に対し、テレホンクラブ等営業を利用するよう指示したり、勧誘してはいけません。

### ◆利用カード等の販売等の禁止（第24条の4）

☆何人も、青少年に利用カード等を販売したり、頒布したり、貸し付けてはなりません。

（違反者には、20万円以下の罰金）

### ◆自動販売機等による利用カード等の販売等の制限（第24条の5）

☆青少年の立入りが常時禁止されている場所を除き、自動販売機等に利用カード等を収納してはなりません。

（違反者には、20万円以下の罰金）

### ◆利用カード等の販売等の広告物の表示の禁止等（第24条の6）

☆何人も、青少年の立入りが常時禁止されている場所以外の場所において、利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物を表示してはいけません。

（違反者には、広告物の除去等必要な措置命令）

☆ただし、第25条の2第1項の規定による届出をした者が、その利用カード等販売場所に表示する当該利用カード等販売場所の名称等を記載した広告物で、当該広告物又はこれを掲出する物件が長さ5メートル以下

で広さ5平方メートルを超えないもの（都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区において表示する場合にあつては、長さ2メートル以下で広さ2平方メートルを超えないもの）については、この限りではありません。

### ◆利用カード等の販売届等（第25条の2）

☆利用カード等の販売等を行おうとする者は、販売等を開始する日の10日前までに知事に届け出なければなりません。（違反者には、10万円以下の罰金）

テレホンクラブ等については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により営業や広告宣伝の規制の他、青少年が利用しないよう厳しい規制が行われています。

## その他のさまざまな制限や努力義務

青少年に対する、大人の様々な無責任な行為が子どもたちを傷つけ、非行を助長しています。条例では、このような行為・営業等に対し、必要最小限の規制や努力義務を定めています。

### ◆有害興行の観覧の制限（第13の3）

☆著しく性的感情を刺激したり、粗暴性や残虐性を生じさせたり、犯罪や自殺を誘発又は助長したりする映画、演劇、見せ物等は、知事が青少年に有害な興行として指定し、指定された有害興行は、青少年に見せることはできません。（違反者には、20万円以下の罰金）

☆有害興行を行う際は、入口の見やすい場所に青少年の入場禁止表示をしなければなりません。（違反者には、10万円以下の罰金）

### ◆有害広告物に対する措置命令（第13条の4）

☆著しく性的感情を刺激したり、粗暴性や残虐性を生じさせたり、犯罪や自殺を誘発又は助長したりする広告物は、掲示してはいけません。（違反者には、撤去等命令→違反者には、罰金30万円以下の罰金）

### ◆質受け及び買受け等に係る努力義務（第16条）

☆青少年から物品を質にとったり、古物を買収したりしないように努めなければなりません。

### ◆質受け及び買受け等に対する措置命令（第16条の2）

☆青少年と常習的に取引を行ったときは、取引の是正を命じられます。（ただし、取引ごとに保護者の委託を受け、又は同意を得たことを確認している場合を除きます。）（違反者には、20万円以下の罰金）

### ◆自動車類等に係る努力義務（第17条）

☆自動車類等を販売する営業者は、自動車や部品等が集団暴走行為に使用されないよう努めなければなりません。

#### 表示例

##### 青少年健全育成協力店

この店では、青少年（18歳未満の方）から質物（古物）はお受けしません。

（業界団体名又は営業者氏名）

#### 表示例

##### 青少年健全育成協力店

この店では、いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある

- 部品は販売いたしません
- 場合には給油をお断りします
- 車両改造や修理はいたしません

（業界団体名又は営業者氏名）

## ◆淫行、わいせつ行為の禁止（第21条）

☆青少年に淫行、わいせつ行為をしてはなりません。

また、教えたり見せてもいけません。

（違反者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

## ◆不健全行為のための場所の提供又は周旋の禁止（第22条）

☆次のような行為が青少年によって行われることを知りながら、場所を提供したり、取り持ちたりすることはできません。  
（違反者には、30万円以下の罰金）

◇淫行又はわいせつ行為

◇と博

◇暴行又は脅迫

◇麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の使用

◇トルエン、シンナー、接着剤、塗料の不健全な使用

◇催眠、鎮痛又は鎮がいの作用のある医薬品の不健全な使用

◇飲酒又は喫煙

## ◆いれずみを施す行為の禁止（第24条）

☆青少年にいれずみを入れたり、いれずみを入れることを取り持ちたりすることはできません。

（違反者には、50万円以下の罰金）

## 自主的努力の推進

### ◆相互協力等（第19条）

☆条例で定められた自主的努力を求められている業者は、その努力が効果的かつ円滑に行われるよう相互に協力しなければなりません。

☆営業者、業界団体、保護者、青少年育成関係者は、相互に連携し、社会環境の整備促進に努めなければなりません。

### ◆自主的努力の基準等（第20条）

☆知事は、自主的努力を推進するため、営業者、業界団体、保護者、青少年育成関係者の意見を聴いて、「自主的努力に関する基準」を定め、公表することともに、関係者に対して必要な指導、助言を行います。

## 青少年を取り巻く社会環境整備のための自主的努力に関する基準

条例第20条の規定により、関係営業者の自主的努力に関する基準を、次のとおり定めています。この基準は、関係業界団体を含む京都府青少年健全育成審議会に諮って定めたものです。



## 図書類に係る自主的努力

### 一般の書店、コンビニエンスストア、まんが喫茶等

- ① 青少年に対しては、有害図書類を販売し、貸付け、閲覧させ、又は視聴等させることが禁止されている旨を店頭に表示する。
- ② 有害図書類及び有害類似図書類（有害図書類に類似する図書類をいう。以下同じ。）は、店外から青少年が容易に目にすることができる場所には配置しない。
- ③ 学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年が活動する場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所にある店舗では、青少年による立ち読みを防止するため、有害図書類は、包装又はひも掛けを行う。
- ④ 従業員に対し、青少年に有害図書類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。

### ☆有害図書類販売専門店

- ① 専ら有害図書類を販売する店にあつては、店頭で青少年の立入を断る旨の表示をし、青少年を立ち入らせない。
- ② 店外における刺激的な広告は行わない。

## 興行に係る自主的努力

有害興行を行う場合、店外での当該興行のポスター、スチール写真等による刺激的宣伝を行わない。

## 広告物に係る自主的努力

青少年の健全な成長を阻害するおそれのある広告物は、できる限り文字化し、学校の周辺、通学路、住宅地区等日常的に青少年の目に触れる場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所には設置しない。

## がん具刃物類に係る自主的努力

- ① 他の商品とともに性具等の青少年の性的感情を著しく刺激する有害がん具を販売する店にあつては、成人コーナーを設ける等他の商品と区別し、青少年の目に触れないよう管理するとともに、成人コーナーであることを表示するために必要な標識を掲出する。
- ② 一般のがん具店（がん具類の販売を行う百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等を含む。）にあつては、人の生命・身体・財産に危害を及ぼす等のおそれのある有害がん具類は、他の商品と区別し、施錠できるケースに収める等特に管理を厳重にする。
- ③ 青少年に対し、有害がん具刃物類を販売しない旨を店頭に表示する。
- ④ 従業員に対し、青少年に有害がん具刃物類を販売しない等条例の趣旨を徹底するよう教育、研修に努める。

### 表示例

#### 青少年健全育成協力店

この店では、青少年（18歳未満の方）に対し危険ながん具（刃物）は販売いたしません。

（業界団体名又は営業者氏名）

## 自動販売機等に係る自主的努力

### ☆自動販売等業者（自動販売機等で図書類等を販売・貸出しする者）

- ① 有害類似図書類を収納する自動販売機等は、通学路、住宅地区等日常的に青少年の目に触れる場所及び観光名所等修学旅行生が多数訪れる場所には設置しない。
- ② 有害類似図書類が青少年の目に触れないよう、自動販売機等の外側から収納物が見えないよう必要な措置を講じる。
- ③ 自動販売機等管理者に対し、次に定める事項が徹底されるよう努める。

## ☆自動販売機等管理者

- ① 有害図書類及び有害類似図書類が収納されないよう定期的な点検を行う。
- ② 設置場所及びその周辺の良い環境の維持に努め、地元住民から苦情等の連絡があった場合は、直ちに必要な対応を行う。

## 質受け及び買受け等に係る自主的努力

### ☆質屋

青少年から物品を質にとらない旨を店頭表示する。

### ☆古物商

青少年から古物の買受け等を行わない旨を店頭に表示する。ただし、保護者の委託を受け、又は同意を得た青少年からの買受け等については、次の事項を徹底して買い受けるものとする。

- (1) 書面や電話等により、委託又は同意の有無を確認する。
- (2) 同一のものは、1回に2点以上買受け等を行わない。
- (3) 買受け等の記録（氏名、物品等）を保管し、管理するよう努める。

## 自動車類等に係る自主的努力

### ☆自動車類の販売を業とする者

青少年に自動車類を販売する場合には、必ず運転免許証の提示をもとめるとともに、在学生については学校長の同意書を、それ以外の青少年については保護者の同意書を提出させる。また、その旨を店頭に表示する。

#### 表示例

#### 青少年健全育成協力店

青少年（18歳未満の方）が自動車やバイクを購入される場合には、学校長又は保護者の同意書を提出してください。

（業界団体名又は営業者氏名）

### ☆自動車類の部品の販売を業とする者

いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある部品は、販売しないととも、その旨を店頭に表示する。

### ☆自動車類の燃料の販売を業とする者

いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれがあると判断される場合には、燃料の販売を断るととも、その旨を店頭に表示する。

### ☆自動車類の分解整備を業とする者

いわゆる集団暴走行為に使用されるおそれのある車両改造又は修理には応じないととも、その旨を店頭に表示する。

## 深夜営業に係る自主的努力

- ① 飲酒、喫煙等青少年の健全な成長を阻害する行為が行われないよう定期的に店舗・敷地内の巡回を行う。
- ② 従業員に対し、深夜、敷地内の青少年に帰宅を促す等条例の趣旨を徹底するよう教育及び研修に努める。
- ③ 条例の趣旨を踏まえ、深夜、青少年に対し、積極的な声掛けを行い、保護及び善導に努める。

### ☆カラオケボックス（スタジオ）

密室状態にならないようにするため、内側から鍵がかからないようにするとともに、大きな窓を設置する等、外から室内の状況把握ができる施設構造とする。

### ☆まんが喫茶、インターネットカフェ

客席に仕切りを設けて周囲を囲う場合は、密室状態にならないよう、内部の見通しを確保する。

### ☆その他の深夜営業者（ファミリーレストラン、コンビニエンスストア等）

青少年に対し、深夜、帰宅を促す趣旨の表示等を行う。

## インターネットに係る自主的努力

### ☆インターネットカフェ、図書館等の自主的努力

- ① フィルタリングソフトを利用した青少年のための専用パソコンを設置するなど、有害情報の閲覧、書込みの防止に努める。
- ② 青少年の利用状況に応じて見回りを行う。
- ③ 青少年が有害情報に接続してはならない旨の表示を行う。



### ☆家電販売店、携帯電話ショップ等の自主的努力

- ① 保護者及び青少年に対し、フィルタリングの方法の紹介を行う。
- ② 保護者及び青少年に対し、有害な勧誘メールや出会い系サイトへの接続について注意を促す。

## 立入調査

### ◆立入調査（第26条）

☆知事は、条例の施行のため必要があると認めるときは、営業時間内に限り、関係営業店舗への調査を行うことができます。

## ボランティアとの協働

### ◆京都府社会環境浄化推進員（第28条）

☆知事は、府民の協力を得て、青少年を取り巻く社会環境の浄化を促進するため、条例の普及、啓発その他の活動を行う京都府社会環境浄化推進員を委嘱することができます。



この条例についてのお問い合わせは

**京都府府民労働部青少年課**

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

TEL 075-414-4305

または、もよりの府広域振興局まで

京都府青少年の健全な育成に関する条例は、京都府のホームページ「おこしやす京都」  
(アドレス<http://www.pref.kyoto.jp/seisho/jorei/index.html>) でご覧になれます。